短期大学機関別認証評価
令和７年度　判断例

短期大学評価判定委員会
公益財団法人日本高等教育評価機構

令和７年度　短期大学機関別認証評価　判断例

基準１　使命・目的
１－１．使命・目的及び教育研究上の目的の反映 ○　学科又は専攻課程ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(1-1-①-A) ○　事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(1-1-②-A)
基準２．内部質保証
２－１．内部質保証の組織体制 ○　内部質保証に関する全学的な方針が定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-1-①-A) ○　内部質保証の組織や責任体制が全く構築されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-1-①-C) ○　内部質保証の組織や責任体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-1-①-C)
２－２．内部質保証のための自己点検・評価 ○　短期大学が自己点検・評価を実施していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-2-①-A) ○　自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-2-①-B) ○　自己点検・評価の報告書がホームページで公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-2-①-C)
２－３．内部質保証の機能性 ○　内部質保証システムが全く機能していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-3-③-B) ○　自己点検・評価結果が短期大学の運営に反映されていない場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-3-③-B) ○　事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-3-③-B) ○　「基準 1」、「基準 3」から「基準 6」において、公表する「改善を要する点」があり、その指摘が内部質保証システムの機能性に起因する場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-3-③-B)

基準３．学生
３－１．学生の受入れ ○　収容定員に対する在籍学生数の比率が、短期大学全体（募集停止をしている学科又は専攻課程を除く。）で 0.5 倍を下回る場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(3-1-③-A)
３－２．学修支援
３－３．キャリア支援
３－４．学生サービス ○　学生相談室、保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(3-4-①-B) ○　学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(3-4-①-B)
３－５．学修環境の整備
基準４．教育課程
４－１．単位認定、卒業認定、修了認定
４－２．教育課程及び教授方法 ○　シラバスが作成されていない科目がある場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-2-③-B) ○　教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(4-2-④-A)
４－３．学修成果の把握・評価 ○　学修成果が全く定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-3-①-A) ○　学修成果の把握・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-3-①-B) ○　学修成果の把握・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(4-3-①-B)
基準５．教員・職員
５－１．教育研究活動のための管理運営の機能性 ○　教授会が規則どおり運営されていない場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(5-1-②-B)
５－２．教員の配置 ○　短期大学設置基準で定める必要教員数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(5-2-①-A) ○　短期大学設置基準で定める教授数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(5-2-①-A)
５－３．教員・職員の研修・職能開発 ○　FD の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(5-3-①-A)
５－４．研究支援
基準６．経営・管理と財務

６－１．経営の規律と誠実性 ○　寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1-①-B) ○　私立学校法第 103、107 条で指定している事項について、作成していない場合、又は閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1-①-B) ○　私立学校法第 151 条で指定している事項について、ホームページで公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1-①-B) ○　学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報について、ホームページで公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1-①-B)
６－２．理事会の機能 ○　理事会の決議を経ずに重要な規則の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-2-①-B) ○　理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-2-①-B) ○　理事会において、評議員会を招集するための議案などの必要事項を定めていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-2-①-B) ○　理事の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-2-①-C)
６－３．管理運営の円滑化とチェック機能 ○　評議員の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-3-②-A) ○　評議員会について、寄附行為どおりに職務を行っていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-3-②-B) ○　評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-3-②-B) ○　監事の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-3-②-C) ○　監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(6-3-②-D) ○　監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(6-3-②-D) ○　監事の監査報告書を理事会又は評議員会において審議・決定をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-3-②-D)
６－４．財務基盤と収支

○　財務状況について、過去5年間の事業活動収支差額や内部留保などを勘案して、今後 7 年間継続して短期大学を運営することが困難な場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-4-①-A)

○　財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して、問題がある場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(6-4-①-A)

○　健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-4-③-A)

６－５．会計

○　不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-5-①-A)

○　予算変更について、寄附行為どおりに手続きを行っていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-5-①-A)